事業計画検討業務委託　杣井木川その２１（河川調査）の公募型プロポーザルに係る
質問内容及び回答

令和８（2026）年 11 月７日
栃木県栃木土木事務所

No.	質問内容	回答
1	様式第７号の業務実施体制の担当技術者につきましても技術者資格、業務執行技術力（同種業務実績 or 類似業務実績）が必要となりますが、最大３名技術者を配置する場合、３名全てが資格と実績を有している必要がありますでしょうか。それとも３名のうち、最低１名が資格と実績を有していれば最高点の技術者が評価されるのでしょうか。	担当技術者を複数配置する場合は、公告文２（７）及び説明書第２の２（２）に記載のとおり、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する実績を有していればよいものとしております。 また、評価については説明書(別表２)及び(別表３)に記載のとおりです。
2	様式第８号の配置予定技術者資料の⑧その他の経歴（業務表彰、その他）がありますが、平成２８年度以降に完了した業務表彰であれば、よろしいでしょうか。	様式第８号における⑦従事技術分野の経歴、⑧その他の経歴及び⑨当該地域の業務実績について、記載は不要です。
3	様式第８号の配置予定技術者資料に⑨当該地域の業務実績（過去 10 年間）がありますが、参加表明書添付資料の内容に関する留意事項では、当該地域の業務実績（過去 10 年間）の記載事項がありません。選定の条件ではないと考えてよろしいでしょうか。	上記回答のとおりです。
4	技術提案書に記載する工程表につきまして、令和９（2027）年 1 月下旬 ～ 令和９（2027）年３月 25 日限りで、※履行期間については、令和８（2026）年度栃木県一般会計補正予算（繰越明許費）が議決されたとき、「令和９（2027）年３月 25 日限り」を「240 日間」とすると記載があります。工期は「240 日間」で記載する必要がありますでしょうか。	技術提案書に記載する工程表は「240 日間」を前提として作成するものとします。

No.	質問内容	回答
5	各技術者の専門技術力について 「過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容【件数を評価する場合はその旨を記述する】」との記載がありますが、判断基準には件数に関する評価基準の記載がありません。 本件では、同種又は類似業務の実績について、件数は評価対象としないとの理解でよろしいでしょうか。 件数を評価対象とする場合は、最高評価となる実績件数をご教示ください。	お見込みのとおり、件数は評価対象としておりません。
6	説明書（P.4 の別紙 4「内容に関する留意事項」）につきまして、 配置予定の業務主任技術者、担当技術者及び照査技術者のうち、担当技術者については、「実施する分担業務ごとに代表技術者を１名ずつ最大３名まで」とありますが、 別紙 4 別表 3「技術提案書を特定するための評価項目等」での配点を拝見しますと、担当技術者数による配点が特段明記されておりません。 担当技術者の配点は、代表技術者１名について判断基準による審査が行われるという認識でよろしいでしょうか。 もしくは、３名合計での評価、審査が行われるという認識でしょうか。	代表技術者１名について審査します。
7	同種又は類似業務の実績につきまして、 別紙 4 別表 3「技術提案書を特定するための評価項目等」での配点を拝見しますと、「① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。」で配点が異なる認識でおりますが、業務主任技術者、担当技術者、照査技術者の同種・類似実績は、管理技術者での従事でも担当技術者としての従事でも同種・類似実績として認めていただけるという認識でよろしいでしょうか。 また、管理技術者での従事でも担当技術者としての従事でも同種実績として認めていただけた場合は、配点満点という認識でよろしいでしょうか。	公告文２（７）のとおり、業務主任技術者及び担当技術者の実績について、照査技術者として従事した業務は業務経験の対象外とします。

No.	質問内容	回答
８	「３ 参加表明書添付資料の内容に関する留意事項」、「第 10 技術提案書の作成及び記載上の留意事項」につきまして、 各様式における枚数は、「〇〇につきA4版〇枚」と明記されておりますが、こちらは片面と両面どちらでしょうか。	片面を前提として表記しております。
９	公告文（５ 手続等「（２）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法」）につきまして、 提出方法は、「電子メール又はファクシミリ（着信を確認すること。）、持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）により提出すること。持参、郵送等、ファクシミリの場合は、併せて電子データ１式を電子メール等により送付すること。」とありますが、 電子メールでの提出の場合は、電子データー式のみ提出する認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
１０	公告文（５ 手続等「（３）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法」）につきまして、 提出方法は、「５部を電子メール又はファクシミリ（着信を確認すること。）、持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）により提出すること。持参、郵送等、ファクシミリの場合は、併せて電子データ１式を電子メール等により送付すること。」とありますが、 電子メールでの提出の場合は、電子データー式のみ提出する認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。